

スウェーデンにおける地方自治体の社会福祉ガバナンス

- 障害者就労支援策を中心に -

中部学院大学 福地潮人 (006475)

キーワード：社会福祉ガバナンス スウェーデン 障害者就労支援策

1. 研究目的

本報告では、スウェーデンの地方自治体レベルにおける福祉サービス供給をめぐるガバナンスの現状について取り上げる。1970年代の二度のオイルショックを契機に「フォード・ケインズ主義的福祉国家」は危機を迎えた。この危機への対応として、80年代に猛威をふるった「アングロ・アメリカ的新自由主義」は、「フォード・ケインズ主義的福祉国家」に代わる新たなパラダイムとして市場原理主義とレッセフェールを提示したものの、近年の世界規模での経済危機に見られるように、もはやその限界は明らかになっている(篠田 2010)。

他方、先進資本主義諸国は1990年代以降、その政治体制を、ケインズ主義的国民福祉国家から、シュンペーター主義的ワークフェア体制へと変容させていった。「統治からガバナンスへの移行」という現象も、こういった国民国家と政治体制をめぐる再編上の主要な動向の一つである。調整を要する政策課題が超国家レベルに、あるいは地域レベルに移行したために、国家の自律性は失われ、その権力行使能力は後退し、「国民国家の脱国民化」が進んだ。さらに、「政治システムの脱国家化」(Jessop 1996)の進行に伴い、社会的・経済的な諸関係をめぐる調整のあり方は、既存の特権的な国家による一元的、垂直的な「統治」から、主にローカル・レベルにおいて公的機関や非営利組織、私企業などとの間で形成された協働関係を軸に展開される多元的・重層的なガバナンスへと移行した(山本 2009 および篠田 2010 前掲)。

本報告が取り上げるスウェーデンにおいても、近年この「統治からガバナンスへの移行」が顕著に見られる。周知の通り、エスピン-アンデルセンの福祉レジーム論において社会民主主義レジームに位置づけられるスウェーデンは、公的な財源をもとにした、公共セクターによる高水準の福祉サービス供給によって、フラットな社会構造を実現してきた。しかし、90年代の政権交代を契機に「選択の自由革命」が提唱されて以降、各コミューンでは福祉サービスの民間セクターへの委託が積極的に進められている。

以上を踏まえて、本報告では、ソルナやボットシルカなど、スウェーデンのいくつかのコミューンの事例を手がかりに、各地方自治体における公的福祉サービス供給体制の現状について把握した上で、さらに各コミューンにおける障害者就労支援策について比較検討することを通して、現代福祉国家の変化と社会福祉ガバナンスの展望について考察する。

2. 研究の視点および方法

スウェーデンにおける現地インタビュー調査の結果と、各自治体、施設・機関が作成した資料の分析と検討を主な研究方法としている。現地インタビュー調査の対象はコミュニティ(ヤルフエラ、ソルナ、ポットシルカ、セーデルタリエ)、政府機関(AF、AMS、H0など)、サムハル社、障害者団体(FUB、DHR、HSO、ILIなど)、社会的協同組合(Skooopi、Briggen、KOS、Glodenなど)を対象としている。

3. 倫理的配慮

本研究では、調査対象者に対して、調査結果の提示に際しては個人名を明かさないうこと、調査で得られた資料や情報は研究目的にのみ使用すること、などを予め調査対象者に約束した上で、調査を行った。また、その他の箇所についても、日本社会福祉学会の定める「研究倫理指針」に基づいて、倫理的な配慮を行った。

4. 研究結果

本研究が得た知見は以下の3点である。

まず第一に、比較検討の対象としたいずれのコミュニティでも、統治からガバナンスへの移行が進行していた。しかしながら、民間委託の程度は、コミュニティの人口規模や構成、財政状況によって様々であった。

第二に、福祉サービス供給の委託先は民間企業を重視するコミュニティがある一方で、協同組合を中心に委託しているコミュニティもあった。障害者就労支援策の分野では、ソルナ・コミュニティなど MISA 社(民間企業)にジョブコーチの派遣を委託しているコミュニティがある一方で、セーデルタリエ・コミュニティなど、同様の機能を社会的協同組合に委託しているコミュニティもあった。

第三に、民間企業への委託にせよ、協同組合への委託にせよ、財源的な面では各コミュニティの公的な拠出によって賄われていた。とくに、社会的協同組合に関しては、運営資金など財政面のみならず、職員もコミュニティから派遣された公務員であり、人員の面でも大きな公的支援を受けていることがわかった。

以上の点から、スウェーデンにおける社会福祉ガバナンスをめぐっては、「準市場化」と、「市民社会化」の二つのベクトルが存在していることがわかった。しかし、いずれのベクトルにおいても、その背景には依然として重要な役割をもつメタ・ガバナンス・アクターとしての公的機関の存在がある。確かに、「統治」の時代が去り、地域レベルでガバナンスのメカニズムが形成される中で、国家や地方自治体などの公的アクターはすでに特権的な調整機関ではなくなっている。とは言え、「ガバナンスへの移行」自体は当然、公的なアクターの役割の消滅を意味するものではない。むしろ、ガバナンスの持続可能性を高める上で、今もなお、それらは重要な機能を担う存在だと言えよう。